

平成27年(2015年)7月14日

於：水道部第2別館 研修室

議事録(大要)

【出席者】北詰委員、近藤委員、鎌苅委員、小川委員、岩崎委員、岩橋委員、亀山委員

木田委員、田口委員、中野委員、永田委員、橋本委員、藤木委員

【欠席者】大川委員、太田委員

【傍聴者】なし

議事

1. 建設改良費とその財源について

- ・本日の審議にあたって
- ・大量使用における料金設定と地下水利用専用水道対策について

2. その他

事務局 ただいまより、第10次水道事業経営審議会第8回の会議を開催いただきたく思います。

本日はあらかじめ、大川委員、太田委員より欠席のご連絡をいただいております。なお傍聴希望の方はおられません。それでは早速ではございますが会長、議事の進行の方よろしくお願いいたします。

会長 非常にお暑い中、お集まりをいただきましてありがとうございます。本日は第10次水道事業経営審議会第8回会議ということで始めさせていただきたいと思います。

昨今、いろいろなところでいろいろな問題が起こっています。例えば遠いところでギリシャの問題ですとか、日本でいえば国立競技場の問題などがありますけれども、幅広く考えてみれば公的な機関あるいは公的な事業が、従来からの目的に基づいてあるいは求められる役割に基づいて設計したり進めていく中でお金の使い方をどうするかということを、古い枠組みであるとかこれまでだったら大丈夫であった枠組みでやろうとすると、実はうまくいきませんでしたというようなことのいくつかの事例なのかなと思っています。我々水道事業経営審議会ですべて議論していることも、ずっと続けてきました経営の枠組みでありますとか水道料金の仕組みといったようなものを、どうやらこの先少し変えていかなければならないということなのだと思います。今日も暑いですが、水道というものが求められている役割であるとか機能であるとか、そういうものと本日議論していただく経営のあり方といったものが将来にわたってどのようにマッチングしていくのかというようなことを皆さんとともに考えていければなというふうに思っております。皆さま方のご理解、ご協力を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。これでご挨拶とさせていただきます。

では引き続きまして、水道事業管理者よりご挨拶を受けたいと思います。

管 理 者 （ 挨拶 ）

会 長 ありがとうございます。そうしましたら具体的な議事に進めてまいりたいと思います。まず最初に資料にもございましたが、経営戦略会議の中身、「すいどうにゅーす」、吹自連への説明といった件について事務局からご報告をお願いしたいと思います。

事 務 局 （ 説 明 ）

会 長 はい、ありがとうございます。後で質問等がありましたらお受けいただきます。

それではこの件について、これまでの審議の状況と水道料金改定の考え方がご報告としてありました。我々経営審議会として直接関係があるのは、9月に経営審議会として意見書、あるいは意見のとりまとめという表現でお話しいただきましたけれども、そういうものを出さなければならないということです。今回が7月で、8月に1回、9月に1回を予定しているつもりですので、今日を含めて3回の中でこの意見のとりまとめというものをしていかなければならないということです。これまでいろいろ議論をしている部分をまとめていくわけですから、何かきっちりとした統一意見を求めるということではなくて、それぞれの意見の中で比較的集約できたものはそういう形で、またそれぞれのご意見があるようであればそれはそういう形で出すようなタイプのものになるかと思いますが、一つの節目として今日を含めて3回目に出すということの一つの方向としていただきました。

もう一つは皆さまもご関心があるかと思いますが、7月1日号の「すいどうにゅーす」あるいはそれ以上の情報を用いて、9月に入りますといわゆる説明会ということで水道部が地域の皆さま方にご説明にあがるという機会があるということなので、こういうあたりを重点的に説明してほしいとか、市民の皆さんは多分こんなところにご関心があるのではというようなお話があれば、水道部としてもありがたいと思いますが。

委 員 料金値上げを前提とするとやはり説明責任があり、利用者に対してご理解、納得をしていただくために十分な資料とわかりとした理論を用意してやらなければならないと思います。この「すいどうにゅーす」も非常によくできていて、おもしろいなと思っていたのですが、ただもうちょっとパンチを効かしてもいいのではないかと思います。例えば逆ザヤの話などでも一般の方々なかなか分かりにくいので、原価と売値を分かりやすいイラストなどを使って示した方がご理解いただけるのではないかと思います。もちろん大上段で振りかぶるのも必要ですが、簡単にこんなことかと分かってもらうようなニュースも必要かなと思っているのです。そういう中で特に今後5年間の施設整備の費用なども内訳が分かりにくい感じがします。昔ですと鉄管で大変な工事をしていたと思いますが、このごろでは塩化ビニールなど材質も変わり工事もやりやすくなっていると思うので、工事費も安くなっているのではというような印象を受けています。もちろん人件費などの高騰も理解はできるので、190億円の費用が必要だというのも自分ではよく分っているつもりですし、こういう理由でこれだけ絶対に要ります、それに反して最近水道の使用量が減ってきているという状況になっている

わけですが、事例をあげる際にもっと簡略で分かりやすくしてもらった方がいいのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

会 長 他にご意見がないようでしたら、この件に関しては一旦クローズとさせていただいて、もし何かお気づきになりましたら水道部の方にどんどん伝えていただければと思います。もう一度繰り返しますが、9月に意見書を出すというようなスケジュールになっておりますのでよろしくお願いいたします。

そうしましたらこの報告の件につきましてはこういう形にしまして、本日の審議というところにするめていきたいと思います。事務局から説明をよろしくお願いします。

事 務 局 (説 明)

会 長 はい、ありがとうございます。前半は大量使用者の利用状況や水道料金の現状を説明していただきました。後半につきましては地下水利用専用水道ということで、具体的な状況の説明とこれからどういうふうにしていくのかということを考える上で参考になるいろいろなアイデアについて、他市の事例を添えながら説明をいただいたということになるかと思います。今日のテーマの内容は皆さんの日常からするとちょっと距離感のあるテーマになるかというふうには思いますが、第9次経営審議会の答申の中でもこういうことを考えなさいということをお我々自身が言っているわけですので、今水道部からお話があったことについて意見を述べなければならぬということになるかと思います。細かい話あるいはこの方向にしないかということよりも、どういうふうにと考えたらよいのかというようなことを議論の中心に据えたいとは思いますが、まだご理解いただくには短時間ではありましたので細かい部分等のご質問も含めながら、これから小一時間ほど議論の時間がござりますので最後に「考え方」というふうに進めてまいりたいと思います。まずは分からなかったところ、単純な質問あたりから始めさせていただきたいと思います。どちらのテーマからでも結構ですので、委員の皆さま方からのご発言をお願いしたいと思います。

委 員 二点質問です。資料の8ページで新たに導入することが見込まれている施設が5件、現在導入していないが導入の可能性がある施設が28件ということで、5件は具体的な動きがあるということなのかなと思いますが、28件についてはそのような具体的な動きがあるのか、どういう理由で28件になっているのかということをお聞きしたいのが一つです。

もう一つはいろんな他市の対策が紹介されていますが、例えば水道料金を安くした市の場合、水道水に戻ってきてもらって結果として水道料金収入が増えたのかどうかということをお聞きしたいと思います。

事 務 局 一つ目のご質問で、28件はどういう理由で決められたのか、また具体的な動きがあるのかということですが、特にこの28件の施設の方々が地下水利用専用水道を導入したいということで相談にみえられたということではありません。あくまでも可能性の話ということ。また28件の決め方ですが、資料8ページ3番の「導入の可能性がある施設」の右肩に米印を打ってしまして欄外

に注釈がありますように、平成26年度の使用水量実績が25,000m³以上となっています。この25,000m³以上という基準は何かと申しますと、これは地下水利用専用水道の専門業者がそのリース料であるとか1m³当りの管理料とかを、導入された事業者さんからいただくということになるのですが、その料金を本市の水道料金にあてはめて考えますと年間25,000m³以上をお使いの事業者さんはメリットが出る可能性があるということで決めさせていただきました。それ以下ですと本市の水道料金の方が安くなると思われまますので、おそらく導入することはないであろうと考えております。

事務局 二点目のご質問の他市事例というところで、実際のところの影響額はどうかというお尋ねだと思いますが、Aの逡増逡減型のところにつきましては増収ということはないのかなと思っています。Bの個別需給契約制度で岡山市の事例をあげさせていただいておりますけれども、平成17年4月の制度導入以降35件の契約をされているということですが、増収については確認ができておりません。Cの転入割は神奈川県営水道ですが、平成23年4月に導入以降、5件の実績となっております。続きましてDのバックアップ料金、帯広市ですが制度導入当初、対象となる事業所が全て契約をされた場合は3,300万円余りの収入が見込まれると想定されていたようですが、最近でいいますと契約件数が当初見込みの半数ぐらいとなっているとお聞きをしております。最後のEの固定費負担金制度、こちらは神戸市の事例ですが先程の説明にありましたように、平成23年4月の制度導入以降固定費をいただいたという実績はなく、制度の狙いのひとつであった水道水を今までよりも多く使っていただくことによる増収が図られているということになっております。

会長 ありがとうございます。現状とらえている情報でもある程度議論の参考になると思います。特に後半の事例については、これから本市でも考えていく中で重要な情報となると思いますので、これから詳しく調べていくのもいいとは思いますが、他市でうまくいったからといって吹田市でうまくいくかという話はまた別問題であると同時に、ターゲットがある程度分かっているので、そこがどういう思想でどういう思いで水の配分を考えておられるかというのを調べるというのは、公的機関としてはずるいのかもしれませんけれども実効性のある方法を考えるのには有効ですし、公的機関ではありますが一方では経営を任されている商売人である側面もあるわけで、お客さんにちゃんと入り込んでいって本当に必要なあるいは本当に効果のあるやり方を考えるというのは、それほど悪いことではないと思いますのでいろいろな情報を集めながら検討の材料にしていくという積極性はあっていいと思います。もちろんそれがきちぎち利益を上げるということにつなげなくていいわけですが、趣旨に合った対策を進めていくというのは別に問題はないのかなと思っています。

他に質問、ご議論がありましたらよろしくお願いたします。

委員 地下水利用専用水道のことでお聞きします。専門業者自らの費用負担で敷地内に井戸等を設置して、その地下水の使用量に応じて導入された使用者さんが料金を払うという仕組みだということですが、資料2-4にあるAからKまでの使用者さんは本市が何らかの制度を導入

した場合、水道水を使うようになって専用水道専門業者が設置した施設を使わずにそのまま置いておくのか、それとも水道水と併用して使われるのか、そのあたりがよく分からないのですが。

会 長 地下水利用専用水道の施設を持ってしまわれている方は、本市が何らかの方法を使って水道水への回帰をしていただいたとしても、その施設を全くゼロ稼働にするということは考えられないから、一部水道水、一部専用水道というところに落ち着くのではないかというご意見だと思いますが、多分そのとおりだと私も思います。

事 務 局 正にご指摘のとおりかと思えますけれども、7ページの資料2 - 4のところでは導入の状況と書かせていただいています。地下水利用専用水道専門業者の契約では大体10年間設備がもつといわれています。一つは10年を迎えたときに、その契約を更新されようとするのか、やっぱり水道水に戻ろうとされるのかという判断があるかと思えます。まだ10年も経ってなくてこの間導入したばかりだというようなところについては、どのようにして水道水とのバランスを取っていくのか、これだけ使った方がいいとか、これだけバックアップ料金を払うのだったらここまで水道水を使った方が安いといった計算をされるのではないかと思いますので、そのあたりでどういうふうな状態になっていくのかというのは変わってくるのかなと思います。吹田ですでに導入されているところはみなさん割と長くなっていますので、次を考えていただくときになんとかくい止められたらなという思いはありますが、ただいろいろな制度を取ることによって多少なりとも水道水に戻っていただけるなら、それはそれでいいのかなというふうにも思っております。

会 長 相手方の事情をちゃんと押さえておきながら、ねらい目のところでぐっといくということだと思のですが、専用水道の改修のタイミングを見計らってという話とシェアをできるだけこちらに引き込むという話、相手も現状使っているところとこれから使われるところそれぞれによって、狙っていく方向性は違ってくるのかなと思います。

委 員 大量使用者の件なのですけれども、平成13年から現在までかなり使用水量が下降線を辿っていて、ざっと400万 m^3 くらい減少しています。いろいろな原因があるかと思うのですが、主な原因は何なのでしょう。また、最近では下降線が緩やかになっているようですが、歯止めがかかるのかそれともまだまだ下降線を辿るのでしょうか。なぜかといいますと、大口の方が小口の方に比べ割高の料金で今までかなり料金面でカバーをしていただいていたという現実がありますので、料金改定にあたってこのラインが崩れると小口の安い料金のところをカバーする財源をどこかで補わなければなりません。大量使用の減少というのは水道事業にとって痛手だと思うので、歯止めがかかるのか何らかの点で改善ができるのか気になるところです。

事 務 局 大量使用のところ、これまで減ってきた原因と歯止めがかかるのかということですが、3ページの資料2 - 1 - 1をご覧ください。その下段の方に301 m^3 以上お使いのいわゆる大量使用者といわれるところの業種別の内訳を載せています。見ていただきますと一番左の円グラフは件数の構成になります。件数でいうとスーパーやホテルその他の営業活動で使っておられるところが多

く、その次に学校、事務所という順番になるのですけれどもそこから右の方に行き一番右に水道料金のところがあります。件数と水道料金の円グラフを見比べていただきますと様変わりしているのがお分かりかと思います。例えば大学でいいますと件数は少ないのに料金収入では大きくなっている、病院でいいますとやはり件数では少なく料金収入では大きくなっています。反対にスーパー・ホテル等のところでは件数は多いのですが料金収入の構成比では小さくなっています。こういった中で、今まで大量使用が減ってきた理由の一つが大学や病院を中心に専用水道が導入されたということにあるのかなと思います。またスーパーやホテルその他営業活動に使われているところにつきましてはコスト削減で絞ってこられているということで、301㎡以上使われていたところがもう一つ下の段階に移られているといったようなかたちがあるのかなと思っています。最初の方で説明させていただきましたが、大学と病院の影響が大きいというのは吹田の特徴であるのかなと思いますし、このところにつきましては今後どうなっていくのかといえますとやはり大学とか病院は敷地もお持ちですし、他の大学や病院が専用水道を導入しているから自分のところもというような動きが出てくるのかなと思っています。またスーパーであるとかホテルさんなどは専用水道に移行するまでもないけれどコスト削減という取り組みは続けられると思っていますし、更に人口的に吹田も平成30年、31年となりますと減少していく可能性もあると思いますので学校での使用量も減っていくのかなと思います。増える要因としては病院とか福祉施設になろうかと思いますが、こういうところは専用水道を導入される可能性があるという中で、大量使用での給水量の減少に今後歯止めがかかるというのはなかなか厳しい状況なのかなと思っています。

委 員 地下水利用専用水道が増えて水道水の使用量が減り、現在水道料金で1億4千万円ほどの影響が出て、最終的な可能性として7億円くらいまでいってしまうということです。私の考えはやはり受益者負担が大前提で、使った人にはそれ相応の対価を払っていただきたいという思いがあるんですけども今回、万博跡地に三井の商業施設ですとかガンバ大阪の球場とかかなり大型の施設ができる、平成30年には吹操跡地に国循と吹田市民病院が移転してくる「健都」ですか、そういうものができるということです。こういったところは地下水利用を見込んでいるのですか。水道に事前相談は来ていませんか。いずれも大量使用の可能性があるので、料金改定も前もってやっておけばとりっぱぐれもないと思いますので、そのあたりのお考えをお聞かせください。

部 長 正にこれからどんなふうな水需要の動向になるのかあるいは大量使用者がどんなふうになっていくのか、そういった将来どうなっていくのかといったものを見通しながらの議論を是非お願いしたいなと思っています。そういった意味で資料7ページ、資料2-4のところですが、今委員がおっしゃっていただいた施設が4つほど入っています。エキスポの跡地にできる施設、競技場の関係また「健都」と命名されましたが平成30年度に吹田操車場跡地に移転してくる二つの病院、いずれも地下水利用についてはお考えだというふうに聞いております。そういう点で資料2-4の今後の見通しというところで5つほど出てくるとしているうちの4つは委員がおっしゃったところを想定し

て、このグラフをお示ししているところです。これまで6つ、5つの施設で地下水利用専用水道が導入されてきましたけれども、実は地下水利用専用水道の導入をできるだけ抑制したいということで、平成19年に従量料金の最高単価の350円を310円に抑えた料金の見直しをしました。下の方のグラフで見ただけであればお分かりのように、そこからほぼ横ばいの水準で現在に至っています。平成13年に法改正が行われて以来、ぐんと地下水利用専用水道が増えてきて、このままだと厳しいなということがあって平成19年にそういう対策をしたのですが、そこから横ばいになっている、ただ今後を見ていきますとぐんぐんと急階段を上るように利用が進む可能性があるなというふうに思っています。そういう点で今回料金の見直しをする際に、やはりこの問題について何らかの対策が必要ではないかなと考えているというのが現在我々の検討している状況でして、是非そういう点についてご理解いただけたらと思っています。

委員 最後にもう一点、地下水利用に関しては安心・安全の面で懸念しています。水道水は水道部が厳重な管理をされているので何ら心配はしていないのですが、地下水の場合は水道部としてどのような関わりをしているのですか。例えば水質検査だとか濾過施設であるとか、最近は膜処理でかなり技術進歩があるとは聞いていますが、そのあたり水道部と違うところでの地下水利用の安全確保といったものについてお聞かせください。

事務局 地下水の水質に関しましては水道部ではなく、市の環境部の管轄になっております。地下水についてはそれなりの基準があり、それに沿った水質試験を実施されて供給可能の性能判断をされていると考えております。

委員 今の関連ですが、水道部では水質管理室にその道のオーソリティーというか優れた設備とか人材がおられて、その点大丈夫だと思っておりますが環境部は大丈夫なのでしょうか。

事務局 確かに水道部では専門で分析に携わっている者がいるわけですが、環境部にもそのような経験者もおりますし、そういう専門知識を持った者が配属されておりますので、専門の業者さんと連携を取って管理しているものと考えております。

部長 少し補足させていただきます。今委員がおっしゃっていただいているように、我々が提供しています水道水は24時間、365日給水モニターでありますとか、定期検査で水質基準項目51項目をきっちり検査しているということで、確かに水道部の責任で水道部の職員が水質試験室を中心に行っているわけですが、専用水道の方は今給水相談課長が申しあげましたように、管轄としては市の環境部、以前でいいますと保健所ということになります。環境部で専用水道の水を直接、水質検査するとかチェックするというではありません。専用水道業者の方が水質検査をして、それについての届け出を環境部の方にしているという仕組みになっています。環境部の方は年1回、全部というわけではありませんが、それぞれの施設に立ち入り検査をしているということです。

委員 水道部として対応を二通り考えておかないといけないと思います。というのは生活水として一般市民の人たちに水道料金の値上げの問題をやっていかなければならないですし、大口の需要者

のところは行政も含めていろいろな意味から営業的な活動をやっていないといけないと思います。これは水道部だけに任せておけるのかなという部分もあるし、当然市長の力も借りないといけないんじゃないとか、いろいろ幅広く押さえていくことも必要かもしれません。今、委員が言われたようなこともそうで、当然地下水に対する使い方の問題も水道水とは違う、もし何かあった時どこまで見れるのかというところも営業の中で相手に知らしめていくことも必要になってくるかもしれないし、十羽一絡げにはなかなか話しにくいだろうなと思いました。

会 長 端的にまとめていただきまして、ありがとうございます。他に、もしありましたらお願いします。

委 員 ちょっと雑談めいてしまいますが、先日環境部から電話がありました。お宅に井戸を引いているかというお尋ねで何事ですかとお聞きしましたら、大阪大学で汚染土壌が出たのでもし井戸水をお使いでしたら注意を申し上げますという内容でした。地下水を使うとそういうリスクがあるのかとそこで初めて認識しました。また藤白台あたりで井戸水を使っている個人住宅があるのかと思い、そういう手もあるのかと思いました。

それとは話が違いますけれども、いわゆる今までの水道の取水というのは民間企業からいうと水道水一本槍だったのが地下水も利用できるということで、水道事業者の立場からいけば競争環境に入っていくということで、今日話をしていることは一種、マーケティングでいうところの囲い込みですよ。それをどうすればいいかということでこんな案、あんな案がありますというお話で、携帯電話でいうとNTTドコモがAUとかソフトバンクに対して防戦一方になっている、そういう雰囲気とすごく似ているなと感じました。この囲い込みをやった時に消費者に対してどんどん便益を与えていきますので、体力勝負、お金の勝負になって値下げをせざるを得なくなるのではという気がしました。その覚悟はありかという意味ではないのですが、そんなことになりそうに思いました。実は私の家では電気の半分は自家発電にしまして、消費者の意識はもうどっちが得かというふうに変わっていくわけで、これは多分悪いことではないはずで世の中の仕組みとしてはいろんな選択肢があっただけいいことなのだと思います。その中で事業者としてどうやっていくのかという全体の仕組みとして考えていかざるを得ないのかなと感じました。

会 長 水道部としてお答えというか、何か議論、反論というか更に発展するようなコメント等がありましたら、よろしくをお願いします。

事 務 局 今ご指摘をいただいたことは我々もそのとおりだと思っている部分です。といいますのも私どもとしてもこの地下水利用専用水道がだめであるとか悪いだとか敵だとか思っているわけではなく、こういう仕組みができてきて法的にも位置付けがされてしっかりしたものになってきた中で、病院などは複数水源の確保という目的も含めて、導入されてきたということを否定するものではありません。そういう中で、いかに専用水道をお持ちのところと水道事業とが共存していけるのかということになるのかなと思っています。吹田では導入されているところが件数は少ないのですが大口使用

者なので、水道にとっては厳しい状況になっておりますので、吹田市水道事業として専用水道をどうとらえるのかということが一つあるのかと思っています。委員がおっしゃったように業者さんと価格競争になってくればどんどん値下げというようなことになり、価格競争をしても仕方がないと考えていますし、相手の業者さんと競争することではないと思っています。ただ、受益者負担、公平な負担をしていただくという意味では、バックアップとして水道水を持っておきたいというところについてはそれ相応の維持管理費はかかりますので、その分はいただきたいという思いはございます。それと併せて大量使用から少量使用の方に動いていくという中では、現在の水が豊富にある時代では、大量使用の中でも非常にたくさんお使いになる病院とか大学といったところは少し余裕を持ってお使いいただきたいという思いもあります。企業でコスト削減ということで絞っていかれるというところには、従量料金の最高段階の単価を安くし、逆に下の段階に下りれば単価が高くなるというような制度、逓増逓減という制度もお示しをしましたが、1つ階段を下りると単価が上がるというような仕組みも取られている市もございます。それでいいですと企業さんでぐっと絞ることによって総額の水道料金は安くなるのですが、1㎡あたりの料金としては単価が上がるというような仕組みになると思います。そういったことでどのような専用水道対策をとることによって、専用水道を導入されているところと水道事業が共存してやっていけるのかということがポイントになるという感じがしております。

部 長 続けて少しだけコメントさせていただきます。今、委員がおっしゃられた囲い込みという意味では水道の方に戻っておいでよとか、専用水道に行かないでというのはそのとおりだと思います。資料2-6-1の対応事例でAは「行かないで」というパターン、資料2-6-2のB、Cは「帰ってきてね」というパターンですが、資料2-6-3のD、Eについては必ずしもそれだけではないのかなと考えています。先程、事務局が申しあげましたようにバックアップをするために水道事業は施設とか能力を維持しなければなりません。更に言うならば常時給水義務があって、求められれば水道水をちゃんと供給しなければならない、普段は使わないがこれだけ要るのだと言われたら、水を出さないといけないということですので、そういう点では水道事業者というのは苦しい立場に置かれています。ですからDとかEというのは、今申しあげましたような水道事業に負担を強いるなら、それに応じた負担を使用者にもしていただかないといけないということだと思います。

もう一つは常時給水義務ということで、全てのところに求められたら水道水をもっていけないといけないということだと思いますと、生活者、少量使用者のところとの関係があります。大量使用者のところでは価格競争をして値段を抑えようかということで、給水原価を少し上回る値段で売れば、いくら専用水道が安くなったとはいえそれより安くはできないと思います。つまり、すべてのところで給水原価を少し上回る、例えば1㎡あたり150円の販売単価にしてしまえば水道部の勝ちということになると思います。しかしそうすると生活者、少量使用者のところはバーンと金額が上がってしまいます。ここのところのバランスをどう考えるかというふうに思っています。現在、半額とはいきま

せんが少量使用では給水原価の6割くらいのセールスでやっているわけですので、そこにどれだけご負担をいただけるのか、そのような関わりを水道事業者としてどう考えるのかという問題だと思っています。

会 長 ありがとうございます。コンセプトとして、将来見通した時に経営の収支みたいなものの困難性を第一義にもってきてしまうと、我々水道部の目的を果たせないのだろうと思うのですよね。やはり水道事業がどうあるべきか且つその負担がどうあるべきかという方から、物事が突き詰められていくあるいは論理づけられていくべきであろうと思いますし、前回の答申でもあくまでも応分の負担をしていただくことが必要であるということから議論が始まっているので、価格競争みたいなものもするのかもしれないけれども、それを第一義的な問題として位置付けて説明をしようとするとなぜかということだと思っています。戦術論としてあり得るとは思いますが、コンセプトであるとか最初の目的づけあるいは理由づけのところにそれをもってくるのは厳しいと思います。これ自身は全体の水道料金を議論するときのある一部でありますので、その部分の重さも少しお考えいただければと思います。

私が余計なことを申しましたが、他になにかございましたらお願いいたします。

委 員 ちょっと質問なんですけれども、7ページに地下水専用水道の導入の経過と見通しとありますが、導入されたところでは水道部の水はゼロになっているのでしょうか。それとも地下水と並行して水道水も使用されているのでしょうか。

事 務 局 ここに記載しています5か所については、何らかのかたちで水道水をお使いいただいています。その使用量につきましては、それぞれの事業者さんによりまちまちで、どこまでの使用量が適切なのかといったことを見定めながら、お使いいただいているのかなと思っています。

委 員 基本料金というのは入ってくるのですね。

事 務 局 はい、基本料金は一般専用ということで月650円は入ってきます。

会 長 ただ、基本料金が固定費をすべてカバーしているわけでないので、基本料金を払っていただいているからといって、例えば先程の資料の固定費負担金をすべて払っているわけではありませんし、あるいはバックアップに関するものを全部払っているわけではないので、この理由づけで更にちょっと上乘せがあり得るとというのが今の議論だと思っています。

事 務 局 先程のお答えを補足させていただきます。最低でも2割程度は水道水をお使いいただいていますので、それなりの費用をいただいております、650円の基本料金で収まるような金額ではありません。

会 長 今日は別に結論を出すということではありませんので、それぞれ皆さんの思いの中から、ご発言いただければと思います。どなたかございませんか。

委 員 ご存知かと思いますがけれども、摂津市、茨木市の新幹線の鳥飼基地が大問題になっていますよね。鳥飼基地での井戸水の取水で地盤沈下まで起きているというようなりスクが発生しているわ

けでバトルになるかとしています。吹田市としての見解といいますか、どう思っているのかというところをお聞きしてみたいなと思っています。

会 長 地下水とか水の行政全体をウォッチしながらのこの議論というのは必要かと思いますが、今の段階で、もしお答えいただける内容がありましたらお願いいたします。

事 務 局 地盤沈下のことで摂津市が今裁判をしているというお話かと思いますが、吹田の場合、地盤沈下対策ということでは、名神以南の工業用水については地下水揚水の規制がかかっています。その代り大阪広域水道企業団が工業用水道事業というのをやっておりまして、管路を敷いて工業用水を送っている状況となっております。ただ、工業用ではなく生活用に使う分については規制がかからないということで、地下水利用専用水道というのが出てきているわけですけれども、規制がかからないということは反対にこれくらいの量であれば地盤沈下の心配がないということなのかなというふうに考えています。今後、これがもっともっと全国的に広がってきまして、一定国の規制というのがあるのかもわからないのですが、今のところ規制がないということです。ただ、国全体としては水循環基本法というかたちで去年の4月公布の7月施行だったと思いますが、法律ができ国を挙げて水循環について将来のことを考えてしっかり規制していかないといけないということになりました。まだ具体の動きはありませんが、地下水は公水、公的な水だということがいわれており、個人が取水していいのかという議論が始まっているという状況になっていますので、今後は若干の動きがあるのかなと思っていますが、今のところ地盤沈下という心配はないのかなと思っています。

会 長 常にウォッチしながら、何か動きがあったらそれに対応するというやり方を取られるというスタンスであるということだと思います。

他にご質問等ございましたら、お願いいたします。

委 員 疑問というか初歩的な質問なのですが、新たに地下水利用専用水道の導入が見込まれる施設とありますが、すでに導入されている施設も含めまして、水道部の方には何か事前に相談とか質疑とかはあるのでしょうか。例えば仮に値切るとしましたら水道料金をこれくらいにしてくれるなら地下水にはしないけど、これ以上になるなら地下水を利用するといったような、企業側からの質問とか駆け引きとかがされることがあるのでしょうか。新たに導入が見込まれるということは、何か水道部に対してアクションがあるのかと教えていただきたいと思います。

事 務 局 大規模な開発につきましては、給水相談課の方に事前に協議を持ち込んでいただくことになっております。その際にどれくらいの水量を使うから、どれだけの口径の管が必要であるとかかといったことをご相談させていただいております。ですから例えばその時点でその施設で井戸水を利用されるのであれば、それなりの水量をはじいて計画を出されますので、大体の目途は立とうかと思いますが、いかんせん計画ですので何らかの事情により途中で変更になることもあります。バックアップ的に考えておられるのでしたら、やはり必要とする全量を確保できる口径を指導させていただくこととなりますので、その後、どうされるのかということとは水道部では見込めないということになります。

す。

副会長 今、言われたことはこれから計画される場合ですよね。既にある施設で井戸水利用などによって、現在水道水を1,000m³使っているけどこれからは200m³でいいですよというような場合に、事前に水道部の方に協議はあるのかということもお聞きだと思うのですが。ある日、突然井戸を掘るから水道水はもういいですよというような相談というか協議をしてくるといったようなことにはなっていないように思うのですが、いかがですか。

事務局 事前にご相談いただくケースも少なくはないのですが、ほとんどの場合が事後にこちらの方に情報が入ってくるというのが実態です。

副会長 資料の6ページのところで井戸から原水を濾過して処理槽に入るような図になっていますが、濾過槽から処理槽を通らずに即一つのところで、井戸水と水道水を一緒にあわせるというようなことがあったように以前聞いたことがあります。そうしますと、もし何らかの事故、例えば細菌が入ったりしたときに、どちらに原因があるのか全く分からなくなるので、そういうことのないように水道と処理水とを一定分けて、その後一緒にするようなかたちに指導したというふうに聞いているのですが、そういうことではないですか。

事務局 原則としてそのようにご指導申し上げますけれども、受水槽は地下水、水道水をそれぞれ別の管で受水槽内の水面にふれないかたちで落とし込むという構造になっており、地下水だけあるいは水道水だけというふうに採水することができますので、何らかの汚染があった場合に原因がどちらにあるかというような究明はできるものと考えております。

委員 ちょっといいでしょうか。今のやり取りをお聞きしていて、先程私が発言したところと全く同じ部分があるなと思いました。水道部に協議など話がある時に単に担当者が報告を受けるだけではなくて、できるだけ大口の使用者に地下水ではなく水道水を使ってほしいというような働きかけ、細かいフォローが必要になってきている、そのような時代になってきているのかなと感じています。昔のように水道が無かったらだめなんだということで、大上段に構えたようなお役所仕事ではなくて、水道水を使ってくれる大口のところにも働きかける民間企業のようなことができないのかという部分と、一般市民の人たちにそこらのペットボトル以上に素晴らしい水道水を供給しているということを知っていただくという話が二通りあると思っています。

部長 まず、副会長からあったご意見で、そのような議論が以前、大阪府の環境衛生課、保健所とも連携を取りながら、この専用水道対策についてということでありました。資料の6ページのイメージ図ですが、ここの処理水槽というところがそれではないのかとおっしゃっていたのではないかと思います。この絵の処理水槽のところは多分、塩素を入れてということかと思っています。ここから受水槽の方で混合するわけですが、混合する前にモニターできるようにワンクッションおいてというふうに環境衛生課の方が徹底して指導をされていると思います。そういう点では専用水道の関係で水道事業者と連携を取ってということで、こんな時にはこうしようだとか事前に連絡が行くよ

うにしようだとかといった相談はさせていただいて、一定ルール化はできているのかなと思っています。

今、委員からは水道事業者としても営業にもっと回らないといけないのではないかあるいは市長も含めてというようなご意見をいただいたところです。このことについては例えば平成25年度には管理者を先頭に私どもも一緒に10件程、大口の需要者のところを回らせていただきました。平成26年度には9件回らせていただきまして、その中にはまだ水道部のお客さんではないのですが、先程少し議論のあった、間違いなく近い将来には水道部のお客さんになるであろうということも含んでおります。ただ、そのトップの方のところに行っていますので、実際に地下水利用をどうお考えなのか、また水道をどんなふうにしていくのかといった細かいところまではお話できていないというのが実情ですけれども、吹田の水道事業が置かれている状況ですとか、水道部としての考えというようなものはお話をさせていただきながら、何とか水道水を使っていたきたいという売り込みはさせていただいております。

また先程、他の委員から事前にいろんなところと協議とかやり取りはないのかというお話については、すべてがすべて水道部へ来るということではありませんが、一部相談に来られるケースもございます。そういう場合は我々も取り得る対策、例えば厚生労働省でも重要給水施設として大きな病院などは災害時にも必要ということで耐震化の推進や複線化も取り上げていますが、単に水道料金の問題だけではなくて水道事業としてそれぞれのお客さまに対してどのような対応ができるのかというようなお話をさせていただきながら協議を進めているといったところでございます。そのようなこともあるということをご理解いただけたらと思います。

委 員 資料を十分にいただいて、いろんな話を聞かせていただいて思いますのは、現時点で民営化に進まないとするなら受益者負担がベースにあるとしても、そうそう民間的な考え方をするというのは難しいと思います。そうなるらと公益性というものをどう考えるかということになるかと思いますが、現状のように地下水利用専用水道がこれからどんどん増えるということになれば、個々の事例に対応できるという方策を考えるということが一つですし、水道料金を改定する際に逓増逓減制を活用するなどして、できるだけ目先の対応をしながら方向性を決めていかれたら良いのではないかと思います。

会 長 ありがとうございます。公益性を考えるという視点が最後に必要になる重要な点かなと思います。他にございませんか。

委 員 二つありまして、一つは地下水利用専用水道の専門業者というのはどういう業者なのかということと、二つ目は今日の議題には関係ないかもしれませんが、水道料金を上げる理由として、こういうお金が必要となっています、例えば管を敷くのにお金が要るけれども、この間水道料金収入はずっと減り続けて少なくなっているため料金の値上げが必要になっていますということをごを今まで聞いてきたように思うのです。そこで前回市長がおっしゃっていた上下水道統合というところ

るで、ああ吹田は上水道と下水道は別々だったんだと単純に思ってしまっただけですが、なぜかといいますと先日、NHKのクローズアップ現代という番組で栃木県では汚泥を再利用して収入を得ているという事例が紹介されていたのです。水道部では収入を得るためには水道料金だけしかないのです、水量が減り続けている現状ではこれから収入が増えることはありえないという状況からこのような話になってきていると思うのです。上下水道統合をして汚泥の再利用をすれば5年間で設備費は回収できるし収入は上がるということで、これはいい話だと思ったのです。簡単にできることではないと思いますが、20年、30年先のことを考えると水道部単独では料金が安くなることはないのだなと思いましたので、統合というようなことも考えられないのかと思いました。

事務局 一点目のどのような業者なのかということですが、資料を見ていただきますと井戸の部分と設備の部分というふうに大きく二つに分かれているかと思います。いろいろな業者のホームページを見てみましても井戸を得意としている業者さんが専用水道の業者であったり、設備のプラント系の業者さんが専用水道をやっていたりということで二種類あるかと思います。

委員 専用水道の業者として決められているということはあるのですか。

事務局 水道部からの指定ということはありません。それぞれの業者さんの自由な営業活動の中でやられておられます。

会長 上下水道統合の話はもちろん市長がおっしゃっていることなので、そのものについてのコメントではないのですが、採算性だとか収支だけの理由で上下水道統合の話をするのは少々危険かなと思っております。委員がおっしゃっていたように20年、30年後の長期的な課題として、一つの話題として持っておくことは重要かと思いますが、総合的な議論の中で是非を決めたり、進め方を決めたりする必要があるというのが私なりの解釈です。ただ、前の審議会でもあったのですが、要するにサイドビジネス、新たな収入のネタはないのかということについていろいろな議論をして、残念ながらちょっとアイデアとしては難しかったねということになり、でもこれからの事業にコストがかかるので水道料金の値上げという結論になったという経緯があったと理解をしております。更に天から降ってきたようにすごく良い収入を増やすアイデアが出てきましたら、それはその時みんなまで考えませんかということできたいと思います。

委員 受益者負担の議論になると固定費をどう配分するのかということで、なぜ大口さんに逓増負担をしていたかということ、おそらくは価格に転嫁できるからだと思われます。一般家庭など小口さんは自身で負担しないといけないですが、大口さんの場合、負担は価格に乗せたり、従業員の給料や配当を減らしたり、技術進歩をしたりして圧縮することができるわけです。ただ大口さん、サイレントマイノリティに頼っていたということが本市の特徴点であって、地下水利用専用水道などの代替案が出てきますと水道から何件かの流出が出てきますし、それを合法的に止めることはできない。だからといって経営努力をしてじゃんじゃん水を使ってくださいと言えるかということ、市長の前回のお話にもあったようにそれも難しいだろうということです。先程の事務局のお話にもありましたよう

に、今節水にもいろんなパターンがあって、洗濯機や食器洗浄機など水の使用量は減らすけれども洗浄力は落ちないとかもあります。使用量を減らしていった従量料金が下のゾーンに入っていくと料金が安くなるわけですが、それを防ぐようにできるだけ従量料金の段階をなだらかにして、使用量が減ってもその分料金がガクッと安くなるわけにはいかないよという具合に、負担をできるだけなだらかにする。だからといって均一制にするとまでは言えないということで、おそらくその幅のどこかに落ち着くのだろうという意識はあります。ただ問題は皆さんのお手元にあります資料の「水道料金の改定について」の一番後ろに「当年度利益」と「資金残高」がありますけれども、おそらく厳密に受益者負担なりなんなりというのをエイヤーとやってしまうと、とてもじゃないけど利益が出すぎて困るとか、政治的などころも絶対あると思いますのでしっかりした理屈がないとだめだと思います。去年はこれくらい利益が出たから、今年もこれくらいとか、資金残高がこれくらいあるからこれだけ積んでおこうとか、そういうような指向をどこかで確認しておいて、そこからは切り離して議論するところはきっちり議論しますよというふうにしないと、政治的決着ではないですけどこれまでのトレンドに引っ張られてしまうという指向があると困るなど考えています。今後5年間の試算で資金不足が170億円あるわけですが、これを一気に解消するわけではありませんから、それを今後広域化、統合化という議論もある中で今の料金体系で我慢が可能なのか、あるいは現下の状況で料金改定に踏み切っておいて何年間に区切って例えば5年後、10年後に状況が変わった時に見直しをするのを前提とすれば、お尻の部分は大分許してもらえますと思いますので、そうすれば一気に負担をということではなく、もうちょっとなだらかな議論ができると思います。もう一度言いますと、過去の当年度利益とか資金残高とかに縛られてこれ以上利益を出してしまうと、逆に何でこんなに値上げしたのかと怒られはしないかというところのあたりをちゃんと理屈を言えるかどうかということ、それとどこで見直しをするという前提で料金改定をやってしまうか、それから先程の節水、節水で大口さんは下のゾーンに移行して行きますから、そのところをなだらかにして急に水道料金が減らないようにする工夫をすることが必要だということです。

会 長 ご意見として承るところと、もしそれに対して発展的議論がありましたらお願いします。どちらかという今までの議論をまとめていただいたような感じですのでよろしいでしょうか。

それでは時間が来ておりますが、今どうしてもということでありましたらどうぞお願いします。

委 員 今日のテーマではなくて前回の分で考えたことが言える場所がなくて、今発言させていただきます。

前回5種類の値上げ案みたいなものを出しておられたので、それで計算をしてみた上で自分の周りで人数は少ないのですが話をしてみました。そうしますと自分のところがどれくらい使っているのかわからないというのんびりした方もいれば、大変で2か月で500円くらいまでの値上げでないと無理だという方や、年金だけでは食べていけないので働きに出ているという話を聞きますと、前回の2番目の案のように基本料金をあれだけ上げるとするのはかなり負担になると思いました。そういう意

味では均一制というのは平等みたいに言われていましたが、やはり財力によって負担感が全然違いますし、限りのある水資源ですから将来の子孫に残すということで水を大切に無駄にしないという逓増制というのはすごく意味があり大事なことだと思うのです。いくら節水をして限度があり命にも関わることで、困った場合の救済というのを考えていただきたいと思いました。

会 長 ありがとうございます。とても最後にふさわしいまとめになったかと思います。

非常に大きな枠組みに対して、緩和をしましょうという話と逓増制そのものをなしにしましょうという話は全然違いますということで、今は緩和をしましょうという話だということです。それから料金体系全体像の話をしていますが、一方で月々数百円の水道料金が上がるだけでも相当に厳しい方が一部いらして、その方々への対応をどうするかという議論があります。この議論と水道料金全体を受益者負担にするのか、逓増制にするのかという議論をいっしょくたにするのか、分けて考えるのかということをお考えの上で、全体像を決めるということなのだろうと思います。ご指摘があったように月々数百円の値上げが、とても辛抱たまんという人も当然いらっしゃるので、その部分を踏まえつつも全体像の話をしていくということなのだろうと思いますので、それはご意見として進めていただければと思います。こういったアプローチというのは経営審議会としてとても大事だと思います。

時間がまいりましたので、これで審議としてはクローズとさせていただきます。そうしましたら、その他ということで事務局、お願いします。

事務局 本日も長時間ありがとうございました。

そうしましたら、次回と次々回の予定が決まりましたのでお知らせいたします。次回につきましては前回にも既にお知らせいただきましたが、8月20日(木)を予定しております。次々回ですけれども9月18日(金)を予定させていただこうと思います。いずれも時間は午後1時30分から場所はこの場所ということでお願いいたします。次回につきましては、これまでの議論をまとめて最終こんなかたちというふうに、ボリュームの話と料金体系の話を合わせたときにどのようになるのかというお話をさせていただこうと思います。次々回の9月18日(金)には審議会の意見のまとめということになりますので、よろしくお願いたします。

会 長 それでは審議会を終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。